

令和4年度大分県新型コロナワクチン接種体制緊急強化事業実施要領

1 目的

この事業は、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号及び厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号厚生労働省医政局長、健発0401第3号厚生労働省健康局長及び薬生発0401第23号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき、時間外・休日に医療機関がワクチン接種会場に医療従事者を派遣する事業並びに中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）及び大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）が行う外部の医療機関が出張して実施する職域接種を支援することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に資することを目的とする。

なお、その交付については、予算の定めるところにより交付するものとし、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 定義

(1) 医療従事者

本事業における「医療従事者」とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 医師
- ② 看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師（以下「看護師等」という。）

(2) 時間外・休日

本事業における「時間外・休日」とは、診療報酬の時間外加算・休日加算を参考にして、「医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当し、以下を標準とする。

「時間外」は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日以外の日を終日休診日とする医療機関における当該休診日。ただし、標準によることが困難な医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱うものとする。また、医療機関が休診について予め表示した上で、医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は、時間外として補助の対象とする。

「休日」は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱うものとする。

(3) 職域接種

令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に規定する接種をいう。

3 事業実施主体

この事業の実施主体は、医療機関並びに中小企業及び大学等とする。

4 補助対象事業

県は、知事が別に定める対象期間において実施した、次に掲げる事業に必要な経費の一部を補助する。ただし、他の補助金等で対象経費を重複して補助を受けることはできない。

(1) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う事業。

ただし、従事時間には、移動時間や休憩時間は含まないこと。また、効率的なワクチン接種の実施のため、医療従事者でなくとも行える業務は、医療従事者以外が行うこと。

なお、医療従事者の確保が困難な地域については、別途定める。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（職域接種促進のための支援）

① 職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件のいずれかに該当する事業。

ア 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの。

イ 大学等の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの。

② 職域接種のうち商工会議所、業界団体等（以下、「商工会議所等」という。）が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、以下の条件全てに該当する事業。

ア 外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生するもの。

イ 職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出するもの。

5 補助対象経費及び補助率等

この補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率等は別表のとおりとする。

6 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、別表第1欄に掲げる事業ごとに次により算出された額とする。

ただし、当該事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

7 申請書類

補助金の申請は、電子申請によるものとし、知事が別に定める様式により知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

8 補助条件

規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事に申請書を提出し、その承認を受けること。

- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (4) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (6) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によることとし、随意契約等による場合は、大分県の例に準ずること。
- (9) その他、規則及びこの実施要領の定めに従うこと。

9 補助金の交付決定及び額の確定通知

知事は、申請者からの申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは申請者に通知するものとする。

10 補助金の交付方法

この補助金は、精算払の方法により交付する。

11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	派遣を行った医療従事者の勤務時間数に下記の単価を乗じた金額の合計額 ・ 医師 1人1時間当たり 7,550 円 ・ 看護師等 1人1時間当たり 2,760 円	実施要領4の(1)に掲げる医療従事者派遣を実施するために派遣元医療機関が負担する、派遣する医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料等に相当する経費及び当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等に相当する経費 (賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)) ただし、消費税及び地方消費税は含まない	10/10 以内
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業 (職域接種促進のための支援)	職域接種として接種を行った回数に 1,500 円を乗じた金額	実施要領4の(2)の①又は②に掲げる職域接種を実施する職域接種会場を設置、運営するために要する経費(賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費) ただし、消費税及び地方消費税は含まない	10/10 以内

注1：本事業の補助金と他の補助金、負担金等で対象経費を重複して補助を受けることは出来ない。